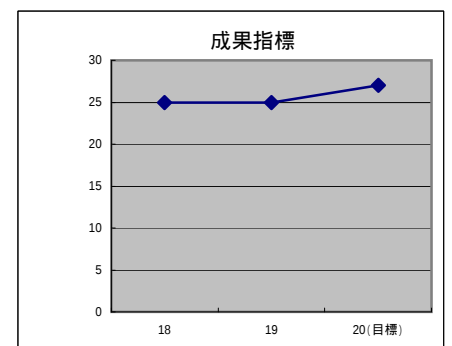
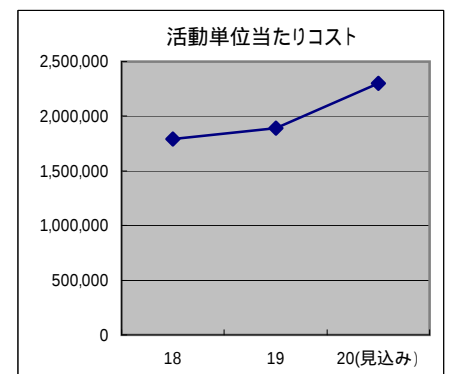


事務事業名		老人保護措置事業		予算科目	会計	1	一般会計
					款	3	民生費
					項	1	社会福祉費
					目	3	老人福祉費
					事業	1	老人福祉援護
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち				
	施策(節)	3	高齢者福祉				
	施策の方向						
関連する計画等				作成部署	保健福祉部保険健康室高年介護課		
				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1380		
事業の目的							
対象(誰を・何を)							
65歳以上で生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯で、環境上の理由により居宅での生活が困難な方等							
意図(どういう状態にしたいのか)							
環境上等の理由により居宅生活が困難な方が、施設入所により自立した日常生活が営むことができるよう支援する。							
事業の内容							
養護老人ホームへの措置...環境上等の理由により居宅生活が困難な方が施設入所により自立した日常生活が営むことができるよう、養護老人ホームへの入所措置を行う。担当者による面接、入所判定委員会による審査を経て、福祉事務所長が決定する。							
やむを得ない措置...事情により(当市では虐待ケースが多い)、事業者と契約をして介護サービスを利用することなどが困難な場合に特別養護老人ホーム入所等への措置を行う。							
根拠法令等							
老人福祉法、羽曳野市老人福祉法施行規則、福祉事務所老人ホーム入所判定委員会要綱、高齢者虐待							
事業開始時期							
☐ 昭和 ☐ 平成 年 月開始 ☒ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度							
事業開始時からの状況変化							
平成17年度までは国1/2・府1/4の補助金を受け事業を行っていたが、現在は市単独事業となっている。							
市民や議会の要望							
実施手法							
☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☒ その他()							
委託先							
☐ 外郭団体委託 名称 委託内容							
☐ 民間委託							

区 分		18年度	19年度	20年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		42,427	45,573	49,000
人件費【2】 (千円)		2,352	1,680	1,680
職員数	正規職員	0.28 人	0.20 人	0.20 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		44,779	47,253	50,680
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	44,779	47,253	50,680
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		18年度	19年度	20年度(目標)
入所人数 人		25	25	22
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】)		1,791,160 円	1,890,120 円	2,303,636 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		372 円	394 円	423 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名	指標設定の考え方	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	老人保護措置事業	当初予算(入所予定数)からの措置の割合	25	27	27
	(式)	目標設定は馴染まないため入所率として計算	25	25	92.6%
	(式)				達成率(%)

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	環境的・経済的に在宅生活が困難な方が生活環境を確保するために必要な事業となっている。
	○		○		○						

視点	分析のためのチェック点			分析・評価の説明		
	はい	いいえ	該当なし			
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☒	☐	養護老人ホームへの入所措置の基準は法令上定められているが漠然としたものであり、市としての一定の判断基準を設けることも必要であると思われる。	
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☒	☐		
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐		
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☒	☐		
	国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒		
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐		
	緊急性が認められる	☒	☐	☐		
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☐	☐	☒	単価・受益者負担は法令により積算したものとなっており、施設規模・内容により決められているため、市独自のものではない。	
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐		
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐		
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐		
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐		
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☐	☐	☒	経済問題や住環境問題を抱える高齢者に対して安心して暮らせる場所を提供することは有効である。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☐	☐	☒		
	成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒		
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	措置としての事業であるため、市民との協働事業として馴染まない。また、制度を理解していただくために周知することは必要とも考えられる。	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☐	☐	☒	目標を設定することに馴染まない事業と考えられる。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☒		
	成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒		

担当 部局 評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	住環境や経済的な問題を抱える高齢者が安心して暮らせる環境を提供することができたと判断できる
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 養護老人ホームは社会的な援護を要する高齢者に対して必要な支援を行い、ボランティアの受け入れや地域住民への施設開放にも積極的に取り組むことで、地域福祉拠点となっていくことが期待されており、対応方策等を検討している。